

いずみ聖地公園

墓地内の清掃は各自で



適切な管理をお願いします

霊園内施設の維持管理は、墓地の使用を許可された人の管理料で賄われていますが、この管理料は、公共部分(広場、道路、駐車場、緑地など)を管理するためのもので、墓地内は各自で清掃することになっています。清掃せず草だらけにしていると隣接する墓地の利用者に迷惑を掛けることになります。管理の時間が取れない人は、墓地の清掃を代行する制度もあります。

- 3年間管理料を納めないとき
変更手続きを忘れずに
墓地使用許可書の記載内容(住所・本籍・保証人など)に変更があった場合は、30日以内に手続きをしてください。
特に住所変更があった場合、納付書などの重要書類が届かないこととなりますので、忘れずに手続きをしてください。
- 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき
- 使用者が住所不明となつて7年を経過したとき
- 使用者が死亡し、承継者がいないとき
- 許可の取り消しも
次に該当する場合は、墓地使用許可を取り消すことがあります。

式場の利用について

霊園内の管理事務所には式場と和室があり、それぞれ有料料金(左表の通り)で貸し出しをしています。また、飲み物や仕出しの注文も事務室で受け付けています。納骨式・回忌などの法要に利用してください。

※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)または、いずみ聖地公園管理組合(☎36-2292)へ。

式場・和室の使用料

種類	使用料	冷暖房費
式場	4時間まで1時間につき2,415円、 超えると1時間につき1,050円	1時間につき262円50銭
和室	4時間まで1時間につき1,050円、 超えると1時間につき525円	1時間につき52円50銭

下水道使用料の納付

支払いは期限内に

下水道事業は、皆さんの下水道使用料で運営されています。下水道使用料の支払いは、金融機関などの窓口でもできますが、

便利で確実な口座振替をお勧めします。手続きは、領収書と口座届出印を持って金融機関の窓口で行ってください。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

外国人の不法滞在・不法就労
事業主は確認を

外国人犯罪の多くは、不法滞在者によるものです。よりよい国際交流を推進するため、外国人の不法滞在・不法就労の防止にご協力をお願いします。

日本で働くことができ
ない在留資格

「短期滞在」「文化活動」「留学」「就学」「研修」「家族滞在」の在留資格では、日本で働くことができません。ただし、資格外活動許可を得ている場合は、許可された範囲内で働くことができます。事業主も処罰されます

働く資格がない外国人を雇った場合、事業主や、その仕事をあつせんした人は、不法就労助長罪で処罰(3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金)されます。

来日外国人を雇用する場合は、パスポートで、在留期間が切れていないか、働くことのできる在留資格かをよく確認してください。不法滞在・不法就労者に関する情報がある人は、最寄りの警察署、交番、駐在所へ連絡してください。

※くわしくは成田警察署(☎27-0110)へ。

今月の納税

納期内の納付にご協力をお願いします

市・県民税(第1期)

納期…6月16日(水)~30日(水)

※口座振替の場合は口座の残高を確認してください。納税通知書の内容については市民税課(☎20-1513)、納税については納税課(☎20-1519)へ。

推進しています

市では、ごみの減量化と再資源化を図るため、資源ごみを回収するリサイクル運動を推進しており、新たにリサイクル活動に取り組み団体の登録を随時受け付けています。現在、子ども会や自治会など168団体がリサイクル活動を行っています。

対象Ⅱ区、自治会、子ども会、老人クラブ、小中学校PTA、そのほか地域住民で構成された営利を目的としない団体
 奨励金Ⅱ市内の一般家庭から集めた資源物1kg当たり10円をリサイクル団体に交付
 資源物Ⅱ紙類、繊維類、瓶類、缶類、金属類、ペットボトル
 (ペットボトルのみ下総・大栄

市長日誌

【5月16日～31日】

16日	国際交流協会講演会 伊能歌舞伎保存会定期総会
17日	印旛地区水防管理団体連合会総会 成田地区SOSネットワーク連絡協議会総会
18日	危険物安全協会定期総会
19日	戦没者追悼式 市町村長会議
20日	成田空港緊急戦略プロジェクト会議
21日	水防訓練打合せ会議
22日	水防演習 区長会総会
24日	成田空港区域の変更に伴う公聴会 成田防犯連合会定期総会
25日	成田新高速鉄道建設促進期成同盟総会
26日	なりた環境ネットワーク総会 ティ・ティ・エス総会
27日	航空機事故消防救難総会訓練 成田空港対策協議会定時総会
28日	市民憲章推進協議会総会及び感謝状贈呈式 成田空港圏自治体連絡協議会総会
30日	成田市赤十字奉仕団定期総会
31日	成田POPラン大会実行委員会 自衛隊協力会総会



国際交流協会講演会で

地区は除く)

※申し込みはクリーン推進課(☎20-1530)または下総支所農産土木課(☎96-1112)、大栄支所農産土木課(☎73-8063)へ。



がけ地の整備
500万円を限度に
事業費の半額を補助します

がけ崩れは、斜面が突然崩れ落ちる災害で、大雨・長雨・地震に

より、地面が緩んだときに発生します。スピードも速く、崩れた土砂が、斜面の高さの2〜3倍離れた所まで達することもあります。市では、危険ながけ地への擁壁の設置や、のり面(傾斜地)の整備に対して補助をしています。

対象となる事業Ⅱ次のいずれかに該当するもの(宅地造成事業や宅地分譲事業の一つとしての整備は対象となりません)

○高さ(垂直)が5m以上、傾斜度が30度以上のがけ地の整備
 ○崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのあるがけ地の整備

補助額Ⅱ500万円を限度に、事業費の半額

補助を受けるには手続きが必要です。着工する前に土木課に相談してください。

※くわしくは同課(☎20-1550)へ。

幼稚園の入園料・保育料を補助

私立幼稚園に通園している園児の保護者世帯の課税状況により、入園料・保育料を補助します。補助を希望する保護者は、6月25日(金)までに、各幼稚園から配布される申請書類を園に提出してください。締切日までに書類が配布されない場合は連絡してください。

※くわしくは保育課(☎20-1607)へ。

減免対象世帯(市民税所得割課税額は住宅借入金等特別税額控除適用前の額)	減免額(年額)				
	小学校1〜3年生の兄弟がいない世帯 または就園児が3人以上の世帯			小学校1〜3年生の兄弟がいる世帯	
	1人就園の場合または同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)	小学校1〜3年生の兄弟を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1〜3年生の兄弟を1人有しており、就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
生活保護を受けている世帯	220,000円	260,000円	299,000円	240,000円	299,000円
市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	190,000円	245,000円	299,000円	218,000円	299,000円
市民税所得割課税額 34,500円以下の世帯	106,000円	203,000円	299,000円	155,000円	299,000円
市民税所得割課税額 183,000円以下の世帯	43,600円	172,000円	299,000円	108,000円	299,000円

住宅用火災警報器

あなたの家は設置しましたか？

消防法などが改正され、平成20年6月から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

設置してよかった

住宅用火災警報器の設置が被害の軽減につながったという報告が、全国から続々と寄せられています。実際にあった事例

「コンロに鍋をかけたまま外出してしまつたときに住宅用火災警報器が作動。隣の住人が警報音に気づき、ガラスを割って屋内に入りコンロの火を止めてくれたので、鍋を焦がしただけで済みました」
「アパートの留守宅から出火しましたが、隣室の住人が警報音に気づいて初期消火を行い、一室だけで火災を食い止められました」

適切な維持・管理を

設置した住宅用火災警報器が万一の時に正しく作動するためには、ちよつとした日ごろの手入れが必要です。

次のことに注意して、適切な維

持・管理に努めましょう。

○引きひもや警報停止ボタンで動作チェックする、付着したほこりをふき取るなど、定期的な点検・掃除に留意する

点検・清掃方法は、機種により異なることがありますので取扱説明書を参照してください。

○適正な場所や位置に設置する

・市では、条例により設置場所を「寝室」と「階段の上」と定められているので、寝室を別の部屋に変えるなどした場合、それに合わせて設置場所を変更する

・斜めになつている天井は、高い方に設置する

消火器の設置も

住宅用火災警報器で火災を初期の段階で発見しても、消火器がなければ火を消すことは困難です。大事な家財を守るためには消火器も設置しておくことが安心です。

悪質な訪問販売に注意

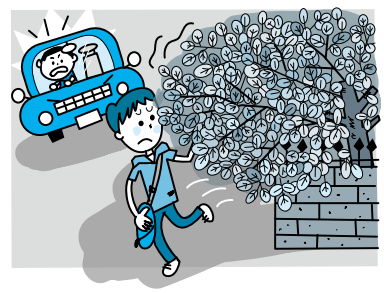
不適正な価格で強引な販売を行う業者には、注意してください。

「怪しいな」「おかしいな」と思つたら、すぐに消費生活センター(☎23・1161)へ相談してください。住宅用火災警報器の訪問販売は、クーリングオフ制度の対象となつています。

※くわしくは市消防本部予防課(☎20・1591)または住宅用火災警報器相談室(☎0120・1565・911)へ。

伸び過ぎた樹木

適正な管理を



車道や歩道に伸びた枝は、車の運転や自転車、歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

枝の剪定や垣根の刈り込みなど、所有者は適正な管理をお願いします。剪定した枝は、ごみ収集袋(燃

やせるごみ)に入れ、集積所へ出しましょう。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

介護保険料

国庫負担により軽減されています

介護保険料は、3年ごとに策定される介護保険事業計画で、その期間中に必要な介護給付費を推計し、第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料基準額を定め、所得段階に応じた保険料をお願いします。

第4期計画期間(平成21～23年度の平成21年度には、介護従事者の処遇改善のためにプラス3%の介護報酬改定が行われました。この改定は介護給付費の増加となり、保険料の増加につながります。このため、報酬改定分の保険料上昇を軽減する国の交付金が交付されています。

平成21年度は保険料上昇分の全額、平成22年度は2分の1の額が軽減され、市では、合わせて約3、400万円の交付を受け、3年間の保険料基準額を45円引き下げています。

保険料上昇のイメージ

